

宗谷ベースボールクラブ規約

第一章 総則

第1条【名称】

本クラブは中学軟式野球チーム『宗谷ベースボールクラブ』（以下本クラブと称する。）と称する。

第2条【事務所】

本クラブの事務局の所在地は監督宅に設置する。

第二章 目的及び活動

第3条【目的】

本クラブは現状の宗谷管内の野球人口の減少を踏まえ、部員数が少なく活動が満足にできない状況になっている子供達や、更なる技術向上に意欲のある子供達の練習する場を少しでも多くつくってあげたいとの目的で発足したクラブである。

宗谷管内で学校の垣根を越えた仲間づくりの形成、そして本クラブで習得した技術や知識を自分の部に持ち帰り宗谷管内全体のレベルアップを促したいと考えます。

本クラブは中学校の部活動との兼務での活動を基本とし、部活動に支障がないように配慮しながら活動する。
尚、部活動との調整は自己及び保護者に一任する。（基本的に部活動優先とする。）

第4条【活動】

練習は週2日程度、部活動のスケジュールを考慮しながらおこなう。

公式試合出場については役員・指導部により日程を考慮して参加可能な大会を精査して出場する。

第5条【備品】

本クラブの活動におけるチーム共有の備品の購入は監督・役員の決議により購入する。

また本クラブ団員はチーム共有の備品を私物化することを禁ずる。チーム共有の備品の修理等については必ず監督・役員の指示を受けること。

第三章 組織

第6条【団員】

本クラブの団員は宗谷管内の中学1年生～3年生で構成する。

但し、中学に入学前の6年生もこれに含める。

第7条【入部】

本クラブ入部する団員は保護者の承諾を得て、チームが定めた所定の手続きを終了したものを対象とする。

第8条【退部・除名】

本クラブの団員は本人の意思により退部できるものとする。

また、本クラブの団員がチームの名誉を傷つける行為をした場合、他の団員と非協調的行動があった場合及び団員として適当でないと代表が判断した場合は代表の権限により除名する。

第9条 【役員】

本クラブに次の役員を置く。

- ・代表 1 名
- ・事務局長 1 名
- ・事務局次長 2 名
- ・会計 1 名

尚、役員の変更は総会にて決定する。

第10条 【指導部】

指導部は監督と若干名のコーチで構成する。

- ・監督 1 名
- ・コーチ 若干名

指導部の人選は監督・役員に一任することとする。

第11条 【父母会】

本クラブに入団の保護者は父母会会員とする。

父母会会員はあくまでも本クラブの運営のサポートをするものとし、指導方法・采配等は指導部に一任する。

父母会会員の中から次の役員を置き、本クラブ役員と連携してサポート業務の指揮をとる。

- ・父母会長 1 名
- ・事務局補佐 1 名
- ・会計補佐 1 名
- ・監査 2 名

尚、父母会役員の変更は毎年の総会にて決定する。

第四章 会費

第12条【会費】

- ・クラブ入団費 ￥4,500
- ・クラブ月会費 ￥3,000

同居する兄弟等が同時期に所属する場合、二人目以降2,000円とする。

月会費は入団した月より徴収する。(例外の場合は役員によって決定する。)

月会費の金額の見直しは毎年の総会で決定する。

第五章 安全管理と責任範囲

第13条【安全管理】

本クラブは団員の健康管理・安全確保について常に留意して、活動中に事故者が出ないよう事前に防止対策を図る。

本クラブの団員、及び指導員は本クラブ入団時に自動的にスポーツ障害保険に加入する。

加入費はクラブ会費より負担する。

第14条【責任範囲】

団員及び指導員の移動・活動中に於いて万が一事故等あった場合は、応急処置・スポーツ障害保険の対象は除いて、全ての責任は自己・及び保護者が経費その他一切を負う。

第六章 事業及び会計年度

第15条【事業年度】

毎年11月1日から翌年10月31日までの1年間とする。

第16条【会計年度】

毎年11月1日から翌年10月31日までの1年間とする。

第七章 会議

第17条【会議】

クラブ総会を毎年開催し、事業報告・会計報告を行う。
その他必要があれば臨時総会を開催し、決議する。

第八章 設立年月日

第18条【設立年月日】

本クラブの設立年月日は平成26年9月1日とする。

附 則

この規約は、平成26年9月1日から施行する

この規約は、令和元年11月1日一部改正

この規約は、令和2年11月1日一部改正

この規約は、令和4年11月1日一部改正